

協議書 管理番号	連番	項番	枝番	要件		意見の根拠	運用想定	機能ID	機能要件	実装区分	業務区分（土地家屋・借 却・3資産）	提示有無	構成員向け 質問・報告区分	構成員向け 報告・質問内容	構成員向け回答欄	
				修正前	修正後										区分	詳細
33	2420	1.1.1	1	<土地登記情報> ・地番（数字だけでなく漢字（甲、乙、丙など）、半角アルファベット、カタカナ表記に対応できること。）	④：現行事務処理 現行機能の踏襲	①【中央区】実部にて特殊地番で「一画」と「併合画」など、ひらがなも用いられているため、 （地番は9000番代を特殊地番として設定している）	土地の課税台帳情報内に項目データとして保持し管理する。		<土地登記情報> ・地番（数字だけでなく漢字（甲、乙、丙など）、半角アルファベット、カタカナ表記に対応できること。）	標準オプション機能	土地家屋	有り	報告	指定都市から地番として、「ひらがな」も管理する必要があるとのご意見を受けましたため、以下のとおり修正します。 1.1.1.枝番1 機能ID:012001 修正前 「<土地登記情報> ・地番（数字だけでなく漢字（甲、乙、丙など）、半角アルファベット、カタカナ表記に対応できること。）」 修正後 「<土地登記情報> ・地番（数字だけでなく漢字（甲、乙、丙など）、半角アルファベット、ひらがな、カタカナ表記に対応できること。）」		
26	2190	1.1.8		分筆・合筆処理（誤った処理を行った場合には、再異動により元の状態に戻すことが可能であること）ができること。	④：業務精度向上 現行機能の踏襲	①改定理由に「分筆・合筆取消仕様の詳細化した」とあるが、修正前の記述では、分合筆によって閉鎖/再作成される筆がどのような扱いになるか未だに不明瞭で、実装に差異が発生するおそれがあるため。 ②合筆の備考欄について「元となる筆は閉鎖される」とあるが、「合筆前後で地番が同一である筆についても閉鎖されるのか、あるいはされないのか」が不明瞭であるため。 なお、①②について、どの扱いにするべきかを要望するものではない。「修正後」は、あくまで表現の明瞭化の一例である。	分合筆時に常に使用する。		分筆・合筆処理ができること。 合筆によって地番が存在しなくなった筆については閉鎖すること。 また、分筆・合筆処理に誤りがあった場合には、分筆により誤って作られた筆については閉鎖とし、合筆によって誤って閉鎖された筆については閉鎖を解除できるようにすること。	標準オプション機能	土地家屋	有り	報告	不正な処理を防ぐため、処理誤りであっても履歴として管理する想定としておりましたが、指定都市会から要望を受けたこと、過去のWTにおいても履歴の削除については7団体から要望を受けているため、オプション機能として追加します。 機能ID：0120014の下、0120058の下に、オプション機能として以下の機能を追加します。 「分筆・合筆処理（誤った処理を行った場合には、その処理履歴の削除）ができること」		
28	2276	1.1.8.		分筆・合筆処理（誤った処理を行った場合には、再異動により元の状態に戻すことが可能であること）ができること	④：現行事務処理 現行機能の踏襲	処理履歴の削除機能を実装していただきたい。			分筆・合筆処理（誤った処理を行った場合には、その処理履歴の削除又は再異動により元の状態に戻すことが可能であること）ができること。	標準オプション機能	土地家屋	有り	報告	不正な処理を防ぐため、処理誤りであっても履歴として管理する想定としておりましたが、指定都市会から要望を受けたこと、過去のWTにおいても履歴の削除については7団体から要望を受けているため、オプション機能として追加します。 機能ID：0120014の下、0120058の下に、オプション機能として以下の機能を追加します。 「分筆・合筆処理（誤った処理を行った場合には、その処理履歴の削除）ができること」 機能ID：0120061の下に、オプション機能として以下の機能を追加します。 「分筆・合筆処理（誤った処理を行った場合には、その処理履歴を削除ができること）の際に引き継いだ地目を変更できること。」		
5	494	1.2.1	3	住登外者である者が、納税義務者（登記名義人）として登録されている場合、納税義務者を現所有者である者に変更するときは、変更前の納税義務者（登記名義人）の死亡年月日（不詳等の入力も可）を入力しなければ変更処理を行えないこととする。	⑤：過剰な要件 現行機能の踏襲	住登外者のみを厳密にチェックする機能のみを強化することがシステム的に変です。 必須機能とすることは不自然に感じます。	住民、住登外者も含めて、必要に応じて、死亡年月日を確認し、設定する。		住登外者である者が、納税義務者（登記名義人）として登録されている場合、納税義務者を現所有者である者に変更するときは、変更前の納税義務者（登記名義人）の死亡年月日（不詳等の入力も可）を入力しなければ変更処理を行えないこととする。	標準オプション機能	土地家屋	有り	質問	以下のとおり要件を修正します。 1.2.1.枝番3 機能ID：0120031 2.2.1.枝番3 機能ID：0120100 ・修正前：「住登外者である者が、納税義務者（登記名義人）として登録されている場合、納税義務者を現所有者である者に変更するときは、変更前の納税義務者（登記名義人）の死亡年月日（不詳等の入力も可）を入力しなければ変更処理を行えないこととする。」 ・修正後：「住登外者において、納税義務者（登記名義人）として登録されている場合、納税義務者を現所有者である者に変更するときは、変更前の納税義務者（登記名義人）の死亡年月日（不詳等の入力も可）を入力しなければ変更処理を行えないこととする。」 要件の考え方・理由「住登外者については、住民記録システム（宛名管理システム等を経由する場合も含む）と連携して死亡年月日を管理することを想定している。」 ----- また、地方団体等から、「本機能において、異動事由とセットで考えなければならない」との意見がありました。事務局としては、現に所有する者に変更するときは、変更前の納税義務者（登記名義人）が死亡したときのみであると考えています。 ●本機能において、異動事由が死亡したときという条件を追加したほうがよいとお聞き下さい。 ①追加が必要 ②追加が不要 また、理由も合わせてご教示ください。		
15	802	1.2.12	1	負担調整措置に関する情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <負担調整措置関連情報> ・下落率 ・前年度（比率）課税標準額 ・負担水準 ・負担調整率 ・宅地比率土地であるかの別	④：現行事務処理 現行機能の踏襲	前年度課税標準額、負担水準及び負担調整率は、各用途（小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用地）ごとに管理しない場合、計算等が煩雑となる。			負担調整措置に関する情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <負担調整措置関連情報> ・下落率 ・前年度（比率）課税標準額（各用途ごと） ・負担水準（各用途ごと） ・負担調整率（各用途ごと） ・宅地比率土地であるかの別	標準オプション機能	土地家屋	有り	質問	指定都市から、以下の赤字箇所を追記してほしいとの意見がございました。 赤字箇所を追加することの意見をお聞かせ下さい。 ①算成 ②反対 また、③④と回答した理由も合わせてお答え下さい。 【理由】 「負担調整措置に関する情報を管理（設定・保持・修正）できること。」 <負担調整措置関連情報> ・下落率 ・前年度（比率）課税標準額（各用途ごと） ・負担水準（各用途ごと） ・負担調整率（各用途ごと） ・宅地比率土地であるかの別		

27	2192	1.2.3		<p>次年度の課税台帳が既に作成されている場合、現年度の課税台帳上の情報を修正した際に、次年度の課税台帳上の情報に自動又は選択して反映できること。</p> <p>⑧：業務精度向上</p>	<p>現年と翌年以降で評価が異なる見込まれる場合等、「必ずしも自動で現年度の課税台帳を反映すべきではない」場合がある。</p> <p>その場合、自動反映された翌年度分を再入力の上書きすることになるが、入力漏れを防ぐためにアラートが必要と考えられる。</p>	<p>現年度中の評価変動漏れ等が発覚した際に使用する。</p>		<p>次年度の課税台帳が既に作成されている場合、現年度の課税台帳上の情報を修正した際に、次年度の課税台帳上の情報に自動又は選択して反映できること。</p> <p>自動で反映される場合は、その旨をアラートとして通知できること。</p>	標準オプション機能	土地家屋	有り	備考	<p>以下のとおり、指定都市からご意見を受けたため、機能要件上、アラート条件を追加したいと考えておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>(指定都市意見)</p> <p>現年と翌年以降で評価が異なる見込まれる場合等、「必ずしも自動で現年度の課税台帳を反映すべきではない」場合があり、その場合、自動反映された翌年度分を再入力の上書きすることになるが、入力漏れを防ぐためにアラートが必要。</p> <p>「土地（補充）課税台帳情報に係るチェック」 ・機能ID：0120035の機能を用いて次年度の課税台帳を自動で更新する場合、その旨をアラートとして通知できること。</p> <p>「家屋（補充）課税台帳情報に係るチェック」 ・機能ID：0120108の機能を用いて次年度の課税台帳を自動で更新する場合、その旨をアラートとして通知できること。</p>		
77	633	2.2.1.	4	<p>家屋評価情報を管理（設定・保持・修正）できること。</p> <p>⑧：現行事務処理、現行機能の踏襲</p> <p><家屋評価情報> ・評価額 ※区分所有家屋においては1棟全体の評価額 ・区分所有家屋の専有部分ごとの評価相当額 ※タワーマンションにおいてはタワーマンション補正前の額 ・区分所有家屋の専有部分ごとの評価相当額（タワーマンション補正後） ・再建築評点数 ・評点1点当たりの価額</p>	<p>本市における在来分家屋の評価額については、過去の電算処理の経緯から再建築評点数及び評点一点当たりの価額を保持していないデータが存在するため、評価額、再建築評点数及び評点1点当たりの価額を完全に連動させることは難しいと考えられる。</p>	<p>枝番6において、区分所有建物について自動計算する定義がされているが、区分所有建物に限らず、評価額を自動計算させる場合においても、計算後の修正入力が可能とすることが必要であると考えられる。</p>	0120101	<p>家屋評価情報を管理（設定・保持・修正）できること。なお、評価額については、区分所有建物に係る項目（枝番6）に限らず自動計算された後、修正入力が可能であること。</p> <p><家屋評価情報> ・評価額 ※区分所有家屋においては1棟全体の評価額 ・区分所有家屋の専有部分ごとの評価相当額 ※タワーマンションにおいてはタワーマンション補正前の額 ・区分所有家屋の専有部分ごとの評価相当額（タワーマンション補正後） ・再建築評点数 ・評点1点当たりの価額</p>	標準オプション機能	土地家屋	有り	備考	<p>指定都市から、現行システムから標準化システムに移行する際、評価額の強制修正機能が必要であるとの意見がございました。</p> <p>(1) 評価額の強制修正機能を、現行システムにおいて有していますでしょうか。</p> <p>①ある ②ない</p> <p>また、その理由をご教示ください。</p> <p>(2) 標準化システム移行の際に、評価額の強制修正が必要でしょうか。</p> <p>①必要 ②不必要</p> <p>また、その理由をご教示ください。</p>		
13	686	2.2.9.	-	<p>所有権移転により登記情報マスタ上の情報が更新された場合に、新所有者が納税義務者マスタ上に設定されているかを自動で判別し、設定されている場合は、当該家屋に係る家屋課税台帳上の所有者を自動又は選択して更新できること。ただし、賦課決定以降の課税台帳は除く。</p> <p>⑦：業務効率化</p>	<p>1.2.7 土地においては「ただし、賦課決定以降の課税台帳は自動更新の対象から除く。」という記載が追加されているため、共有者グループについて土地側で記載があるのに、家屋で記載がないため、業務効率化のための機能であるが、地方団体によって運用が異なることから、実現してもしなくても良い機能として要件化している。</p>	<p>共有者の異動は対応が多いため、使用頻度は高い</p>		<p>所有権移転により登記情報マスタ上の情報が更新された場合に、新所有者が納税義務者マスタ上に設定されているかを自動で判別し、設定されている場合は、当該家屋に係る家屋課税台帳上の所有者を自動又は選択して更新できること。なお、共有者グループが所有者として設定されている場合は、共有者グループ内の共有者を自動で更新できること。ただし、賦課決定以降の課税台帳は自動更新の対象から除く。</p>	標準オプション機能	土地家屋	有り	報告	<p>指定都市から業務効率化の観点から必要とのご意見があったため、以下のとおり修正します。（土地側では既にオプション機能として定義されていたもの。）</p> <p>2.2.9. 機能ID：0120113（家屋 オプション機能）</p> <p>修正前 「所有権移転により登記情報マスタ上の情報が更新された場合に、新所有者が納税義務者マスタ上に設定されているかを自動で判別し、設定されている場合は、当該家屋に係る家屋課税台帳上の所有者を自動又は選択して更新できること。ただし、賦課決定以降の課税台帳は除く。」</p> <p>修正後 「所有権移転により登記情報マスタ上の情報が更新された場合に、新所有者が納税義務者マスタ上に設定されているかを自動で判別し、設定されている場合は、当該家屋に係る家屋課税台帳上の所有者を自動又は選択して更新できること。なお、共有者グループが所有者として設定されている場合は、共有者グループ内の共有者を自動で更新できること。ただし、賦課決定以降の課税台帳は除く。」</p> <p>参考（土地の機能） 機能ID：0120039 「所有権移転により登記情報マスタ上の情報が更新された場合に、新所有者が納税義務者マスタ上に設定されているかを自動で判別し、設定されている場合は、当該土地に係る土地課税台帳上の所有者を自動又は選択して更新できること。なお、共有者グループが所有者として設定されている場合は、共有者グループ内の共有者を自動で更新できること。ただし、賦課決定以降の課税台帳は自動更新の対象から除く。」</p>		
20	1176	4.1.1	2	<p>「汎用的なフラグ」について、管理する項目数を1つであり、用途としては国外輸出等のフラグとして活用することを想定している。</p> <p>⑦：住民サービス向上</p>	<p>同一の義務者について、複数のフラグ（例えば、点字・SPコード・証明発行禁止など）を設定できるようにする必要があるため。</p>	<p>例えば、点字文書封入対象者フラグを立て、納税通知書を引続きの山分けの対象とし、文書封入等の対応をするため。</p>		<p>「汎用的なフラグ」について、管理項目数は5つ程度、任意に設定できること。</p>	標準オプション機能	3資産	有り	報告	<p>指定都市から納税義務者情報における汎用的なフラグを1つだけでなく、5つ管理したいのご意見を受けたため、オプション機能として追加します。</p> <p>機能ID：0120191の備考欄の記載を以下のとおり修正しうえて、仕様の見やすさの観点から記載箇所を機能ID：0120193とします。</p> <p>修正前 「「汎用的なフラグ」について、管理する項目数は1つであり、用途としては国外輸出等のフラグとして活用することを想定している。」</p> <p>修正後 「「汎用的なフラグ」について、管理する項目数は最大5つであり、用途としては国外輸出等のフラグとして活用することを想定している。」</p>		
48	2457	4.1.1.	1	<p>一の納税義務者ごとに、納税義務者情報を管理（設定・保持・修正）できること。</p> <p>⑦：業務効率化</p>	<p>本機能がシステムで実装されない場合、職員が別途Excel等で管理・処理する必要が発生するが、本団体の規模（人口約150万人）において当該運用をする場合は、職員の作業時間の増加につながる。</p> <p>「地方公共団体情報システム標準化基本方針【第0.8版】」の地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の意義に記載のとおり、自治体システムの標準化の取り組みにより、住民サービスの向上を目指すところであるが、上記に記載する作業時間の増加は、住民への丁寧なサービス提供を妨げることとなり、標準化の目指すべき点とは相反することとなる。このため、本機能について実装の必要性があると考える。</p>	<p>意見の根拠(詳細に記載のとおり、効率的に税業務を実施するために、本機能の活用を想定している。</p>		<p>左記に加え、納税義務者情報として原因日及び登記日を管理（参照、登録、修正、削除）できること。</p> <p>また、「土地・家屋」と「償却資産」について、それぞれ別の納税継承人・納税管理人等を設定できること。</p> <p>また、「土地・家屋」と「償却資産」それぞれ別の送付先を設定できること。なお、区ごとに管理できること。</p> <p>また、償却資産の申告書と、納税通知書については、それぞれ別の送付先を設定できること。</p>	実装必須機能	3資産	有り	備考	<p>政令都市から以下の機能を要件化してほしいとの意見がございました。</p> <p>A 「土地・家屋」と「償却資産」について、それぞれ別の納税継承人・納税管理人等を設定できること。 B 「土地・家屋」と「償却資産」それぞれ別の送付先を設定できること。なお、区ごとに管理できること。</p> <p>(1) 現行システムにおいて、上記A、Bの機能を有していますでしょうか。 (区ごとに管理できる機能については、東京都、政令都市の構成員（浜松市、神戸市）のみの確認いたします。)</p> <p>①Aのみ ②Bのみ ③AB両方 ④その他</p> <p>また、その理由をご教示ください。</p> <p>(2) 標準化以後において、A、Bの機能は必要でしょうか。</p> <p>①Aのみ必要 ②Bのみ必要 ③AB両方必要 ④どちらも必要なし</p> <p>また、その理由をご教示ください。</p>		
79	688	6.1.2.	-	<p>固定資産税に係る不均一課税の類型ごとに固定資産税不均一課税情報を設定できること。</p> <p>①：地方税法（法律・政令・省令）への準拠・外部機関（eLTAX等）への対応</p>	<p>地方税法第6条に不均一課税とともに現行されている課税免除について、機能要件で定義されていないため、不均一課税の機能において税額が0となるように類型を設定することで対応することを想定しているが、明記されていないため。</p>	<p>不均一課税の類型の一つとして税率0のものをもと設定することで課税免除として使用する。</p>	0120212	<p>固定資産税に係る不均一課税の類型ごとに固定資産税不均一課税情報を設定できること。</p> <p>不均一課税の類型として課税免除を設定できること。</p> <p><固定資産税不均一課税情報> ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・名称 ・税率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考</p>	標準オプション	3資産	有り	備考	<p>指定都市から、</p> <p>「不均一課税の類型として課税免除を設定できること。」との要件を機能ID：0120212に実装してほしいとの意見がございました。</p> <p>しかしながら、課税免除の実装方法については、市町村によって異なることから「不均一課税の類型として課税免除を設定できること。」を標準オプションで実装することを検討していますが、ご意見をおきかせください。</p> <p>①賛成 ②反対</p> <p>また、理由等ございましたら合わせて教えてください。 【理由】</p>		

71	1181	6.2.1		行政区ごとに、各種証明書等を発行できること。	⑥：住民サービス向上	例えば、課税証明書であれば行政区ごとに発行することとなるが、評価証明書では、単に行政区ごとにとると、発行権者（本市では市長）が同一であれば証明書を1つですむところ、全て行政区ごとに複数枚証明書を発行することになり、住民サービスが低下するため。	評価証明書などについて、複数の行政区をまとめて一つの証明書として発行するため。	0128018	行政区又は市（発行権者）ごとに、各種証明書等を発行できること。また、発行に当たっては、物件一括又は個別に選択した上で発行できること。 ※行政区ごとに発行する課税証明書等を除く。	実装必須機能	3資産	有り	質問	指定都市のご意見を踏まえ、指定都市要件において、 『行政区、市（発行権者）又は市税事務所ごとに各種証明書等を発行できることを市町村において選択できること。』（行政区ごとに発行しなければならない証明書を除く。）』 と要件化したいと思いますが、いかがでしょうか。 ①賛成 ②反対 また、理由があればその旨記載ください。 (本機能は指定都市要件にかかる事項でございますので、東京都、政令都市の構成員（浜松市、神戸市）のみの確認をいたします。その他の構成員におかれましては、ご意見ございましたらお聞かせください。)
82	1182	8.1.4		・共有者全員に対して納税通知書、課税明細書、納付書（共有者の持ち分で按分した税額分）、更正（賦課）決定通知書、更正（価格）決定通知書発行	①：地方税法（法律・政令・省令）への準拠・外部機関（eLTAX等）への対応	納税通知書には、「9-3. 標準印字項目・通元表_固定資産税」(課票No.69 納税通知書(土地・家屋・償却資産) (都計あり))「項目番号47 年税額」の備考欄に「法9条による分割が行われている場合には、分割後の合計額と記載されているが、機能要件では、法9条に関する要件が明確にされていると見受けられないため。 また、法9条に基づく承継人は、連帯納税義務が解除されるため、通常の共有とは別に管理できるようにする必要がある。	賦課期日から、賦課決定の前（税額確定前）に、納税義務者がつくった場合に、地方税法に基づき事務を行うため。	0120239	2.0版の機能要件の出力要件を次のとおりとする。 ・共有者の代表者に対してのみ、納税通知書、課税明細書、納付書（全税額分）、更正（賦課）決定通知書、更正（価格）決定通知書発行 ・共有者の代表者に対してのみ、納付書（全税額分）を発行し、共有者全員に対して納税通知書、課税明細書、更正（賦課）決定通知書、更正（価格）決定通知書発行 ・共有者全員に対して納税通知書、課税明細書、納付書（共有者の持ち分で按分した税額分）、更正（賦課）決定通知書、更正（価格）決定通知書発行 ・共有者全員に対して納税通知書、課税明細書、納付書（全税額分）、更正（賦課）決定通知書、更正（価格）決定通知書発行 ・共有者の代表者に対してのみ、納付書（全税額分）を発行し、納税通知書等発行対象プログラムが設定されている表に対し、	実装必須機能	3資産	有り	報告	指定都市からのご意見を受け、以下の機能をオプション機能として追加する想定です。 機能要件8.1.4.の改善として新規追加（オプション機能） 「・納税承継人全員に対して納税通知書（地方税法第9条に基づく按分税額分）、課税明細書、納付書（地方税法第9条に基づく按分税額分）、更正（賦課）決定通知書、更正（価格）決定通知書発行」
8	632	8.2.1.	4	証明書発行する際に、備考欄を強制修正（手入力）できること。	④：現行事務処理、現行機能の踏襲	備考欄の強制修正（手入力）が必要な証明には、ケースによって強制修正（手入力）が必要な場合と、必ず強制修正（手入力）が必要な場合と考えられるため、証明書発行に注意を要する旨のアラートを出す又は発行を停止する設定が必要と考えられる。	土地だけでなく、例えば家屋の登記簿上は主たる建物とその附属建物といった場合や、家屋番号が違つた場合で、別棟とされているが、現況により合算評価をしている場合等が考えられる。		証明書発行する際に、備考欄を強制修正（手入力）できること。また、設定により証明書発行に注意を要する旨のアラートを画面出力又は発行停止できること。	標準オプション機能	3資産	有り	質問	現行運用において、証明書を発行する際に備考欄への追記が必要な証明である場合に、アラート表示されておりますでしょうか。 ①表示される ②表示されない ①と回答した団体にお聞きます。 アラート表示されている場合は、その条件及び理由をご教示ください。 例： 条件：非課税類型が設定されている土地について、評価証明書を発行する場合。 理由：近隣宅地価格を記載する必要があるため。 標準化以後のシステムにおいて、証明書の強制修正時のアラート表示について、実装は必要でしょうか、不要でしょうか。 ①必要 ②不必要
74		2							納税通知書について、不均一課税が適用される場合のレイアウトを作成する。	実装必須機能	3資産	有り	質問	不均一課税が適用されている場合に、納税通知書にその旨を明記しているか確認させていただきます。明記している場合は、どのように記載しているかご教示いただけますでしょうか。また、明記していない場合であっても、納税義務者にその旨がわかるように知らせているか確認させていただきます。 ①明記している。（記載箇所：（例）備考欄に印字している。） ②明記していない。（別の方法により納税義務者に知らせている。方法：） ③明記していない。（別の方法でも納税義務者に知らせない。） ④その他